第二號様式甲

大正十三年十月十日現在

勞働票

（工場用）

番號	道府縣郡市區町村名	工場名

項目	記入欄
一、氏名	
二、男、女の別	
三、出生の年月	年　月生
四、出生地	
五、配偶者の有無	
六、教育の程度	
七、職名	
八、就業の年數	年　間
九、賃銀	圓　錢（　日分）
	早出居殘時間　合計時間
十、實物給與の有無	賄
	米穀
	被服
	寄宿舍
	住宅

右之通相違無之候也

	氏名	捺印
調査員		
勞働者		

（きりとりせん）

本票は勞働調査員（勞働調査員を置く工場に在りては勞働副調査員）勞働者の申告に基き記入し勞働者之に署名又は捺印すること。

一、氏名を書き入れること。

二、男又は女と書き入れること。

三、生れた年と月を書き入れること、生れた年月の分明せぬ者は見込の年齢を何歳と書き入れること。

四、生れた道、府、縣、郡、市、區、町、村の名を書き入れること、外國人は其の國籍、朝鮮人、臺灣人等はそれ〳〵朝鮮又は臺灣等と書き入れること。

五、現に妻又は夫ある者は籍は入れてなくとも有と書き、無き者は斜線を引くこと。

六、學校を卒業した者は尋常小學校、高等小學校、實業補習學校、中學校、高等女學校、醫學校等卒業と書き中途で退學の者は何學校何年迄修了と書き入れ學校へ入學せぬ者は斜線を引くこと。

七、現在從事して居る仕事の職名を成るべく詳しく書き入れること、尙役付の者は職名と共に役名をも書き入れること。

八、最初に工場勞働に從事してから現在迄の年數を書き入れること、若し中途で工場勞働を止めたことのある者は其の止めて居つた期間を差引くこと。

九、（イ）賃銀は最近の給料日に勘定濟の賃銀、手當、歩增、賞與等の合計金額を書き前借金や品物で貰ふものは算入せぬこと但し毎日拂のときは最近日に受取つた一日分を書き入れること。

（ロ）（　日分）の欄には右の賃銀を受くるため實際働いた日數を書き休んだ日を日數に算入せぬこと、但し月給の者は單に月給と書き入れること

（ハ）早出居殘の欄には右の賃銀を受くるため實際働いた日數の内で早出居殘をした時間を全部合計して書き入れ早出居殘をしたことのない者は斜線を引くこと。

十、金錢を出して工場から賄、米穀、被服、寄宿舍、住宅の給與を受くる者は各其の左欄に「出金」と書き入れ無償で受くる者は「只」と書き入れ何も受けて居らぬ者は斜線を引くこと。